公 示 送 達 書

令和8年11月13日

次の書類を当税務課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。
なお、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

三木市長　　仲　田　一　彦

送達する書類　　令和８年度　国民健康保険税　更正通知書

公示送達される方

番 号	氏　　名
1	兼重　ブランカ
2	以下余白
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	

以上